

平成30年度

東京都多重債務問題対策協議会
相談部会と貸金業部会の合同開催

平成31年1月8日（火）

東京都消費生活総合センター17階 教室Ⅰ・Ⅱ

午前10時00分開会

○戸澤部会長 大変お待たせをいたしました。ただいまから、平成30年度の相談部会と貸金業部会の合同開催を始めさせていただきたいと思います。

私は、相談部会長を務めさせていただいております、東京都消費生活総合センター所長の戸澤でございます。本日の司会は、相談部会のほうで務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議事に入ります前に、僭越でございますけれども、相談部会長として一言御挨拶を申し上げたいと思います。

日ごろから委員の皆様には大変お世話になっております。また、本日は新年早々ということで大変お忙しいところを御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

平成19年8月に東京都多重債務問題対策協議会を立ち上げて以来、平成24年度から相談部会と貸金業部会を合同で開催するという機会を設けております。今回で通算10回目ということでございます。2つの部会の合同開催は、クレジットカードの現金化問題という大きな課題を契機としまして、関係各団体が一堂に会して情報交換していくことを目的に運営されてきたところでございます。このクレジットカード現金化に係る相談件数は、都内全体で昨年度は9件、今年度上半期で2件ということでございます。22年度は91件と多くの相談が寄せられておりましたが、皆様の御努力もあって年々減少しております。現在は鎮静化してきていると考えております。

また、闇金に係る相談についても、平成20年度までは約1000件の相談が寄せられておりましたが、年々減少傾向にありまして、昨年度は都内全体で約370件となっております。

平成20年度以降、東京都と23区・26市・1町は、東京三弁護士会、東京司法書士会、日本司法支援センター、いわゆる法テラスなどの法律専門相談窓口等の御協力を得て、特別相談「多重債務110番」を9月と3月の年2回実施しております。今年度につきましても、昨年9月3日、4日に特別相談「多重債務110番」を実施いたしました。実施結果については後ほど御報告をさせていただきます。「多重債務110番」の相談件数は年々減少傾向にありますが、多重債務に陥っている人々の中には、適切な相談機関に自分自身の力ではたどり着けない層も一定数存在していると思われまますので、「多重債務110番」は、どこに相談していいかわからず、わらにもすがる思いで相談する相談者にとっては、今も存在意義があると考えているところでございます。

多重債務相談は、相談件数的には漸減傾向で、かつてほど多くはありませんが、リストラ、事故、病気による入院、依存症などがきっかけとなって負債を抱えて生活困窮に陥ってしまうなど深刻な内容も多く、決して楽観視することは許されない状況でございます。また、サイドビジネス商法等により多重債務に陥った相談者には、消費者被害の解決も同時に相談できるなど、消費者センターならではの利点もあると考えております。

こうした状況を踏まえ、両部会が合同で情報交換することで、多重債務問題のより一層の解決が図られるものと考えております。今後とも貸金業部会の皆様方とも連携をより一層強化して取り組んでまいりたいと考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、貸金業部会長のほうからもよろしくお願いいたします。

○加藤部会長 貸金業部会長を務めさせていただいております、東京都産業労働局金融部長の加藤でございます。

皆様方には日ごろから、都の貸金業対策、闇金融被害防止対策、さらには多重債務問題の解決・防止に向けました取り組みに御協力をいただいておりますこと、改めて深く感謝を申し上げます。

私ども貸金業部会では、闇金融被害防止対策、多重債務問題の解決・防止に向けた普及・啓発活動といたしまして、毎年6月と11月に一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーンを開催しております。今年度は、6月に新宿駅の西口広場で、11月には今年度から新たな試みといたしまして、貸金業者が比較的多く集まっております御徒町駅前、高田馬場駅前におきまして、それぞれ街頭キャンペーンを行いました。

そのほか、多摩地域では立川で2日間、区部では新橋の駅前で6日間、啓発活動を実施しております。10月には、11月のキャンペーンに先立ちまして、台東区消費生活展に出展し、高齢者の皆さんを主な対象としまして、被害防止のためのセミナーも開催したところでございます。さらに、都内中小企業約1万8000社に対しまして、闇金融被害防止を呼びかけるポスターの送付でございますとか、関係団体の協力により啓発のチラシ、グッズ、こういったものを配布いたしました。

また、貸金業の登録行政庁といたしまして、登録業者に対し、業務の適正化と資金需要者等の保護の観点から、法に基づき厳正な指導・監督を行っているところでございます。具体的には、12月末現在で法令違反の事業者に対しまして、業務停止処分3件、業務改善命令7件、合計10件の行政処分を実施しております。

今後とも、悪質な貸金業者に対し厳正な処分をもって臨むとともに、関係機関の皆様との緊密な連携のもと、闇金融被害防止対策、多重債務問題の解決・防止に向け、資金需要者に対する普及・啓発活動の充実を図ってまいりたいと考えてございます。

本日は、皆様方から活発な御意見を頂戴したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○戸澤部会長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様から、所属と役職、お名前の御紹介をいただきたいと思います。秋山委員のほうからお願いいたします。

○秋山委員 全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会の秋山と申します。よろしくお願い申し上げます。

○大日向委員 八王子市市民部消費生活センター所長の大日向です。よろしくお願い申し上げます。

○葛田委員 東京弁護士会の弁護士の葛田と申します。よろしくお願い申し上げます。

○釜谷委員 第一東京弁護士会の弁護士の釜谷です。よろしくお願い申し上げます。

○亀井委員 法テラス東京の亀井と申します。よろしくお願い申し上げます。

○白井委員 第二東京弁護士会の弁護士の白井です。よろしくお願い申し上げます。

○村上委員 東京司法書士会で副会長を務めております村上と申します。よろしくお願い申し上げます。

○山内委員 瑞穂町都市整備部産業課長の山内と申します。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員 全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会、川の手市民の会の鈴木です。よろしくお願い申し上げます。

○遠藤委員 日本貸金業協会の貸金業相談・紛争解決センターを担当しております遠藤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○渡部（覚）委員 財務省関東財務局東京財務事務所で理財第四課長を務めさせていただいております渡部と申します。よろしくお願い申し上げます。

○小山委員 警視庁生活安全部生活経済課金融犯罪対策室の小山と申します。よろしくお願い申し上げます。

○渡部（和）代理委員 警視庁組織犯罪対策部第三課の渡部と申します。よろしくお願い申し上げます。

○井上オブザーバー 東京都産業労働局金融部貸金業対策課で特別検査担当課長を務めさ

せていただいています井上です。よろしくお願いいたします。

○谷合委員 東京都生活文化局消費生活部の特別機動調査担当課長を務めております谷合と申します。よろしくお願いいたします。

○渡部（裕）委員 東京都福祉保健局の地域福祉課長の渡部でございます。よろしくお願いいたします。

○小野委員 東京都産業労働局金融部貸金業対策課長の小野でございます。よろしくお願いいたします。

○白石委員 東京都生活文化局消費生活部企画調整課長をしております白石でございます。よろしくお願いいたします。

○大内委員 消費生活総合センター相談課長の大内でございます。よろしくお願いいたします。

○西尾オブザーバー 東京都消費生活総合センター消費生活専門課長の西尾と申します。オブザーバー参加させていただいております。よろしくお願いいたします。

○小林オブザーバー 足立区消費者センター所長の小林と申します。オブザーバーとして参加しております。よろしくお願いいたします。

○戸澤部会長 どうもありがとうございました。

合同開催の議事進行につきましては、先ほど申し上げましたとおり、今回は相談部会のほうで務めさせていただきますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の会議は11時半終了の予定となっておりますので、議事の御協力のほうもよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

まず、相談課長から本日の配付資料の確認をお願いします。

○大内委員 皆様のお手元に資料がございます。

資料1 「多重債務に関する相談状況」。

資料2 「東京モデルの実施状況」。

資料3 「特別相談『多重債務110番』の実施結果について」。

資料4 「都における貸金業対策」。

資料5 「都における啓発宣伝活動～ヤミ金融被害防止のためのキャンペーンの実施～」。

資料6 「法改正に伴う家計改善支援事業について」。

資料7 「法テラス東京 業務実績」。

資料8「平成30年度貸金業相談・紛争解決センター上期報告書（日本貸金業協会東京支部）」。

以上でございます。

不足する場合は、事務局のほうまでお申し出ください。

○戸澤部会長 それでは、お手元の会議次第に従いまして、会議を進めてまいります。

まず初めに、消費生活総合センターからの報告でございます。相談課長、お願いいたします。

○大内委員 それでは、資料1「多重債務に関する相談状況」から御説明をいたします。

平成21年度から30年度上期までの相談状況の件数となっておりますが、こちらは22年度を頂点といたしまして、おおむね年々減少傾向にあります。

多重債務に関する相談について、月別の表が次でございます。

表-1、契約当事者職業別件数でございますが、給与生活者が多くなっておりまして、続いて無職という状況でございます。

表-2、契約当事者年代別件数でございますが、40代と50代が多くなっておりまして、近年は50歳代のほうが多くなっているという状況でございます。

資料2に移らせていただきます。

「東京モデルの実施状況について」ということで、月別の件数を示させていただいておりますが、こちらについても年々減少傾向でございます。

下のほうに30年度の相談者の状況でございますが、100万から299万円が最も多く16件、33.3%となっております。性別では、女性のほうが多くなっておりまして、年代別では、50歳代が多くなっているという状況です。職業につきましては、給与生活者と無職の方が多くなっておりまして、

裏面に移らせていただきますが、つなぎ先は、ごらんのようになっております。

(6)債務整理の報告でございますが、こちらについては自己破産という手続をとられた方が一番多くなっておりまして、その他が約半数を占めているということです。

続きまして、資料3「特別相談『多重債務110番』を実施しました」という、本年9月の取り組みについての御報告でございます。

結果の概要についてですが、9月3日、4日の2日間にわたって行われました。2日間に寄せられた多重債務に関する相談件数は、全体で171件ということで、その他、協力団体によるものが最も多くなっておりまして、

都受け付け分の相談の特徴でございますが、平均年齢は50.0歳、4社から借りている方が最も多く、最多借入先数は16社、借入先としては信販会社が最も多くなっております。1人当たりの平均債務額は1006万円という状況でございます。

消費者へのアドバイスということでございますが、専門家に相談する必要があるということと、問題解決の道筋ができるまでフォローアップする東京モデルを実施しているという御案内でございます。債務が少額であっても、不安がある場合は御相談くださいということでございます。

下のほうに相談窓口の電話番号等を記載しておりますが、東京都のセンター以外にも、お近くの消費生活センターにおつなぎするというときには「188」の消費者ホットラインを御紹介してございます。

それから、主な相談事例として3つ挙げられてございます。ギャンブルにはまった息子を持つ母親からの相談事例、浪費による多重債務の相談事例、介護をきっかけとした多重債務の相談事例と、典型的なものでございますが、3つの例を挙げさせていただいております。詳細については後ほどごらんください。

続きまして、東京都消費生活総合センターで受け付けた相談の概要ということでございまして、こちらは特別相談の実施体制でございますが、当センターに派遣されました弁護士・司法書士・精神保健福祉司、法テラス、東京都生活再生相談窓口などにつないだというものでございます。

相談件数が30件ということで、3日と4日、ごらんの状況になってございます。

2、特別相談で受け付けた件数の推移でございますが、先ほども申しましたように、平成22年あたりをピークといたしまして、年々減少傾向になってございます。それぞれの相談主体による内訳は、グラフの凡例に示してあるとおりでございます。

続きまして、相談内容の分析、都受け付け分についてですけれども、こちらは60歳代が多くなっているということで、都受け付け分につきましては、男性のほうが多くなっております。平均年齢につきましては、50歳前後で推移をしているということで、前回は50.0歳ということでございます。

借入先数ですけれども、先ほど御紹介しましたように、最多借入先数は16社ということで、信販会社、消費者金融、銀行の順であったということでございます。4社から借りている方が最も多いということで、それぞれ表に示しているとおりでございます。

平均借入先数の推移については、こちらも4件台から5件台という状況でございます。

金融機関別割合につきましては、先ほど御紹介したとおりでございます。

次のページに移らせていただきます。債務の状況でございますが、1人あたりは1006万円ということで、今回、住宅ローンが多かったということで債務が多くなっております。そのうち1000万円以上の債務者の割合が30.0%となっております。最高債務額は6000万円ということで、こちらは住宅ローンの相談でございます。

4、主な借り入れの理由でございますが、低収入・収入減少によるもの、商品・サービス等の購入によるもの、そのほか遊興費などという状況になってございます。

そのうち低収入になった主な理由ですけれども、低賃金、年金生活、失業・転職などが多くとなっております。

次のページ、専門家へ引き継いだ件数、こちらは都で受け付けたものをそれぞれの機関に引き継いだ件数となっておりますが、ごらんのとおりとなっております。そのうち東京モデルにより引き継いだものが、弁護士会が1件、東京都生活再生相談窓口が1件、クレジットカウンセリング協会が1件ということでございます。

特別相談「多重債務110番」の実施団体は、ごらんのとおりとなっております。

先ほどお話の中に出ました東京モデルについては、次の図になっております。こちらは消費生活センターで相談を受け付けまして、それぞれ内容によりまして、弁護士会、司法書士会などの各主体につなぐということでございまして、敷居が高い、費用が心配だという方の救済手段として活用しているものでございます。

説明は以上でございます。

なお、第2回「多重債務110番」の実施概要については、前回の相談部会で決定させていただきましたが、3月4日、5日、月曜、火曜に実施いたします。弁護士会、司法書士会、法テラスなど関係機関の皆様には、法律専門家等の派遣をお願いしているところで、1月末に日程等をプレス発表いたしまして、ホームページ、ツイッター、フェイスブックによる周知を行いますとともに、広報東京都2月号に告知記事を掲載いたします。同時に、都営地下鉄による交通広告を2月1日から28日まで実施する予定です。

多重債務問題対策協議会関係機関の皆様には、ポスター・チラシ等を配付させていただきますので、御掲示、配布等につきまして、御協力をよろしくお願いいたします。

また、今回も特別相談当日にはカウンセラーを配置させていただきますので、周知への御協力をよろしくお願いいたします。

○戸澤部会長 ただいま消費生活総合センターの大内相談課長から報告がありましたけれ

ども、御質問、御意見がございましたら、御発言をお願いいたします。

秋山委員、お願いします。

○秋山委員 相談事例で気になったものがあるのですが、一番上なのですが、息子がギャンブルにはまってしまい、闇金から借りてしまったお母さんからの相談ということで、解決に向けた道筋の③ですけれども、多分、闇金だけだったら自己破産にならないかもしれないというか、不法原因給付で109.5%以上のものは返済不要なので、ないのかなと。闇金に行ってしまったということは、カードとかがブラックになっているということで、そこも視野に入れて自己破産を想定されていたのかもしれないですけれどもという感じですかね。

あと、親御さんの相談は結局、地方に親御さんがいらっしゃって、東京の息子さんがそういうことをやっていたということが多くて、距離が遠いので、親御さんはよく払ってしまうのですね。払わなくていいと言っても。だから、そこら辺のケアが結構大変なのかなと思います。親御さんの自宅にも嫌がらせの連絡、例えばグーグルマップを見て、近所にはここここ、何々商店があるだろうとかいうような嫌がらせをしょっちゅうやるのですけれども、そういうことは手口としてお伝えしてあげたほうがいいかなと思います。

クレジットカードの問題に関しては、何度もお話ししているとおり、カードを作成した段階の年収でカードの枠をつくっているのだからこの40代の女性とか60代の女性というのは、多分、年収が下がってしまったのでしょうね。その段階で3分の1の総量規制というのはきかなくなっているから、再審査というのは、やはりカード切りかえのたびに必要ではないかということ、これから運動として盛り上げていくことが必要なかなとは思っております。

○戸澤部会長 どうもありがとうございました。類似事例の話ですとか、いろいろアドバイスいただきまして、ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。よろしいですかね。

それでは、次に、産業労働局金融部貸金業対策課からの報告でございます。産業労働局金融部貸金業対策課長の小野委員から御説明をお願いいたします。

○小野委員 それでは、私のほうから資料に沿って説明をさせていただきます。

まず、資料4「都における貸金業対策」でございます。

貸金業登録・行政処分の状況ということで、一番初めに東京都知事登録業者数の推移を載せております。平成30年度、途中段階ではありますが、11月末日で都内の東京都知

事登録が552、全国が1740となっておりまして、全国の30%以上が都内に集積しているという形になっております。

数については、ピークの平成14年のころから減っておりまして、8%となつてはいるのですが、ここ数年、実は減少幅が減っておりまして、ほぼ横ばいとなっております。数字が変わらない中で、廃業する一方、新しい業者も出てきておりまして、例えば携帯、スマホのLINEですとかマネーフォワード、このお正月もテレビでコマーシャル等をやっていたかと思うのですが、ああいった、いわゆるこれまでにない業者の方々が新規参入してきているという状況にあります。

行政処分数の推移ということで、先ほど貸金業部会長のほうからもありましたが、平成30年度途中段階で業務停止が3件、業務改善命令が7件、合わせて10件となっております。

以前ございましたような登録取り消しにつながる高金利ですとか誇大広告、そういったものは減ってきているのですが、一方で、貸金業の取扱主任者を置かない、もしくは実質的に置いていないですとか、過剰貸し付け等の禁止違反、そういったものがあって処分を行っております。

苦情・相談件数の推移ということで、先ほど消費生活総合センターの大内課長からもありましたが、私どももやはり減ってはきておりますが、昨年度1年間の実績では、まだ2000件を超える苦情・相談が寄せられております。この半分弱程度が、登録しているか、していないかの照会、いわゆるヤミ金融かどうかの照会という形になっております。

続きまして、貸金業者の資質向上に向けた取り組みでございます。私ども、3年間の貸金業者登録の期間の更新にあわせて講習会を実施しております。年間4回ということで四半期ごとに実施しておりまして、平成30年度は途中段階で75社となっております。

実施内容としては、弁護士の先生から適切な業務運営に向けた講義、それから更新手続の注意、そして、実際に私どもが検査指導を行っているその検査指導でのポイントなど、そういったものを業者のほうに話して、しっかりと業務運営を求めるといった内容となっております。この中では、日本貸金業協会の皆様の御協力も得て、日本貸金業協会の自主規制について説明もさせていただいているところです。

こちらについては、講習を受講し終わった後、修了証書を交付しております。修了証書については、業者によっては自分たちの事務所に掲示したり、もしくはホームページに掲載しているところです。

続きまして、1枚めくっていただきますと、資料5「都における啓発宣伝活動～ヤミ金融被害のためのキャンペーンの実施～」がございます。

先ほど貸金業部会長のほうから説明がありましたが、一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーンということで、上期、下期に分けて行っております。上期につきましては、6月13日、新宿駅の地下西口広場イベントコーナーで行っておりまして、下期につきましては、今年度から新たに貸金業者が多く集積する地域に近い御徒町ですとか高田馬場、そういったところで参加機関の皆さんの御協力を得ながら行っております。

一都三県ということで、神奈川県、埼玉県、千葉県、そして、そのほかにここにいらっしゃる関係機関の皆様方に御協力をいただいて実施したところでございます。改めて、この場をおかりして御礼申し上げるところです。

実施内容につきましては、上期は新宿駅の西口で、ここは比較的场所が広く、かつ相談ブースも置けますので、法律相談ですとか家計相談、それから、ステージを設けまして、セミナーですとか漫才・落語、マスコットキャラクターによるステージイベント。それ以外に、皆さんにパネル等を出していただいて啓発資料の展示、グッズの配布にも御協力をいただいたところでございます。

下期については、パネル展示とパンフレットの配布、動画の上映、グッズの配布を行っております。場所については、先ほど申し上げたとおり、御徒町の駅前と高田馬場の駅前となっております。

この上期、下期のキャンペーンの実施に向けて、下のほうにあるとおり連絡会を開催して、内容について検討したところでございます。

めくっていただきますと、それ以外に私どもで取り組んでいる多摩と区部の地域のキャンペーン、その他の啓発宣伝事業がございます。

多摩と区部のキャンペーンにつきましては、多摩地域は11月3日と4日の2日間、立川の昭和記念公園の中で「たちかわ楽市」というものが行われておりまして、その会場にブースを出しております。キャンペーングッズを配布、それから、チラシやエコバッグを配布しているところでございます。区部につきましては、11月12日から6日間、新橋駅前の新橋S L広場で、こちらもキャンペーングッズの配布等を行っております。こちらにつきましては、愛宕警察署の御協力もいただいて、愛宕警察署のほうで御用意していただいたチラシ等も配布しているところでございます。

その他の啓発宣伝事業ということで、1つは千葉県主催のキャンペーンに参加しており

ます。一都三県のキャンペーンの一環として、千葉県が行っているキャンペーンに私ども東京都のほうで参加して、東邦大学習志野キャンパスでグッズの配布、チラシの配布等を行ったところでございます。それから、11月のキャンペーンに先立ちまして、10月、台東区消費生活展でクイズラリーによるPRグッズを配布した啓発、イベントコーナーにおきまして高齢者を主な対象とした被害防止のためのセミナーを実施しております。このセミナーにつきましては、私どもだけでなく、日本貸金業協会のお力もかりて、具体的な事例等を交えて高齢者の方々にわかりやすいようなセミナーを実施したところでございます。

私どもでは来年度以降、比較的被害に遭いやすい高齢者ですとか大学生、そういった層に向けて、このようなセミナーを出前講座として開催したいと考えております。もし関係機関の方で何か御要望があれば、会議終了後でも構わないですし、お声をかけていただければと思います。

それから、都関連団体等との連携による啓発ということで、産業労働局の関係団体である公益財団法人東京都中小企業振興公社の広報誌を活用して、会員企業に取り組みの周知を行っております。それから、東京都中小企業団体中央会を通じて、会員企業等に同様に取り組みの周知を行っております。それから、本日参加している貸金業協会を通じて、会員事業者の皆さんに関連イベント等として周知をしていただいたところでございます。

雑駁ではございますが、説明は以上になります。

○戸澤部会長 ありがとうございます。

ただいま小野貸金業対策課長から御報告がありましたけれども、御意見、御質問がございましたら、御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですかね。

それでは、続きまして、福祉保健局生活福祉部地域支援課からの報告でございます。地域支援課長の渡部委員から御説明をお願いいたします。

○渡部（裕）委員 それでは、資料6に沿いまして、生活困窮者自立支援法の改正法が昨年10月1日より施行され、その中で家計相談支援事業につきましては、改正法の概要にございますように、効果的な支援内容に見直すとともに、名称も家計改善支援事業に改められております。その内容について、少し御報告をさせていただきたいと思っております。

下にございますように、支援内容の見直しの改正の趣旨でございますが、家計相談支援事業については、「支出の節約に関する指導その他の指導」と定義されているが、自治体の実践では、生活困窮者とともに、家計の状況を明らかにし、家計再建に向けた収支の見直

しをともに考え、生活困窮者が主体的に家計を管理する意欲を高めるための伴走支援を行うといった支援が効果的ということで、3年間の事業の実施の中で、自立相談支援とは異なる家計改善支援の専門性が明確になってきているということ踏まえまして、改正をするものでございます。

ポイントですが、名称を家計改善支援事業に改め、支援内容は、指導ではなく、生活困窮者が自身で家計の把握を行い、その改善に取り組む力を育てる支援との位置づけを明確化しました。

ページをおめくりいただきまして、概要でございますが、自立相談支援事業が必須でございます。法改正により就労準備支援事業と家計改善支援事業、これにつきましては、①にありますように、実施を努力義務としております。③にありますように、両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合、家計改善支援事業の補助率を2分の1から3分の2に引き上げるとしてしております。

実施をしていないところがございますが、この自立相談支援事業という必須事業の中で相談員が家計に関するアドバイスもしているし、各種給付の利用調整もしているということでやられていない自治体がございますけれども、やはり家計改善支援事業につきましては、下でございますように、家計表やキャッシュフロー表を用いた月単位、年単位の見直しとして、みずから家計管理できる力を育てていくことが大事だということで、この必須事業にあわせて就労準備支援事業と家計改善支援事業を一体的に実施した場合は、家計改善支援事業の補助率を上げますので、未実施の自治体については、積極的に実施をしていただきたいというところが国のインセンティブ、誘導策でございます。

もう一枚おめくりいただきまして、これが補助率の引き上げでございますけれども、効果的かつ効率的に行われている場合というのは政令で示しております。この3事業を実施していることと、それから、就労準備支援と家計改善支援を実施する者との間で生活困窮者の支援に当たって緊密な連携が確保されている。個別支援計画、プランをつくって支援をしておりますけれども、その協議に両事業の実施者も参加をしているなどの要件が、この一体的実施というところで家計改善支援事業の補助率を引き上げていただけるということでございます。

もう一枚おめくりいただきまして、国は、この改正法で、生活困窮者就労準備支援事業及び家計改善支援事業の適切な実施等に関する指針を公表しなければならないということで、昨年9月28日に示した指針で、家計改善支援事業について抜粋したものでござい

す。34年度には全ての都道府県等が両事業を行うことを目指して、31年度から33年度までの間を都道府県における両事業の実施を集中的に促進する期間としております。

このことを踏まえまして、資料にはございませんけれども、家計改善支援事業の実施自治体ですが、29年度は家計相談支援事業という名称ですけれども、30区市で実施をしているということにつきまして、昨年度御報告させていただきましたが、30年度は5区市ふえまして、35区市で家計改善支援事業を実施しております。30年度10月末までの7カ月間の利用件数ですけれども、784件。29年度の同時期の7カ月間で623件でしたので、実施自治体が5区市ふえたこともありまして、161件ふえているという現状でございます。

都といたしましては、今後とも、未実施自治体にはヒアリングを行いまして、集中的に実施していただけるように働きかけていきたいと思っております。

また、家計改善支援事業につきましては、国の養成研修に加えまして、東京都ではステップアップ研修も実施しております。実施していない自治体にも御参加をいただいておりますので、いかにこの家計改善支援事業が必要である、重要であるということをご認識をいただいで、実施に向けて、この研修の中でも働きかけていければと思っております。

説明は以上でございます。

○戸澤部会長 どうもありがとうございました。

ただいま渡部地域福祉課長のほうから御報告がありましたけれども、御質問、御意見がございましたら、御発言をお願いいたします。

○秋山委員 結局、カフェテリア方式で今までやっていたのですね。多重債務委員会の本部のときにも毎回質問させていただいているのですが、現状、どれぐらいの自治体在家計相談支援事業をやられているのか。

結局、780件というのは継続的にやられていると思うのですけれども、これが多いか少ないかということ、困窮者の世帯と比べたらどうしても少ないのかなと。それだけ手広くやらなくてはいけないことなので、件数を多くはできないと思うのですけれども、この件数を多くするためにはどうすればいいのかということ。

あと、広報をどういう形で考えているのかということ、ここでもいいのですが、月末に行われる本部のときにお話しいただければと思います。今、何自治体やっているのかと、広報をどうするのかと、どういった形で事業を広げていくのかということ。

○渡部（裕）委員 今、御説明でもちょっと触れさせていただきましたけれども、30年

度は35区市で実施をしております。

○秋山委員 5自治体ふえたということですね。

○渡部（裕）委員 はい。5区市ふえまして35区市です。

この件数についてでございますけれども、784件という7カ月での相談件数が多いかどうかということは、5区市ふえたということもありまして、昨年度より161件ふえているというところは、自治体を実施すれば、自立相談支援事業の中で実施しているのとは違って、家計改善支援事業はそれぞれ民間等に委託して、その専門性を確保しているところでの御相談対応をしているので、きちんとそちらの家計改善支援事業に引き継いでやられている結果、161件ふえているということは、やはり重要な事業ということで、実施自治体がふえていけば当然ふえていくと思っております。ですから、やはり全自治体でこの家計改善支援事業についてはやっていただきたいと考えております。

あと、広報ですけれども、広報は東京都のホームページ、各区市町村のホームページも、東京都の場合はそれぞれ、家計改善支援事業を何区市で実施しているかという各区市名も提示しております。その上で、そこにリンクを張っておりますので、そこから各自治体のほうに、どういう相談対応をしているかということも見ていただけるようになっております。

○秋山委員 ありがとうございます。

○戸澤部会長 ほかに御発言はありますでしょうか。

亀井委員、お願いします。

○亀井委員 法テラス東京ですが、2ページ目の一覧表みたいなものがあるのですが、ここに相談員、就労支援員というのが必要になっているようですが、どういう方がなさっているのでしょうか。

○渡部（裕）委員 家計のほうではなくて。

○秋山委員 多分、自立相談支援事業の一番上の丸の三角になっているのではないですか。その右側の就労支援員のことを先生はおっしゃっているのだと思います。

○渡部（裕）委員 幾つか資格を持っていらっしゃる方が就労支援員になっていて、この自立相談支援事業については、自治体が直営でやっていたり、社協に委託したり、あとは民間のNPO法人とか株式会社に委託をしているので、その委託先によっては資格を持っていらっしゃる方、それからハローワークのOBの方とか、そういった方が就労支援員に

なっています。

○亀井委員 直接自治体が運営しているというよりは、民間委託もかなりあるんですね。

○渡部（裕）委員 直営よりも民間委託のほうが割合的に高いです。

○亀井委員 今はやはり全部そうですね。相談員などに法律専門家も入れていただけたらありがたいなと思ったのです。例えば、家計の困窮の一つの原因がやはり借金なので、借金、また家庭崩壊の問題などがあるわけですから、法律専門家も入れていただければ大変ありがたいと思います。

○戸澤部会長 貴重な御意見をありがとうございます。

ほかにどなたか御質問ありますでしょうか。

○秋山委員 亀井先生、この就労相談員の件なのですけれども、法律専門家が顧問として携わっていることはあるのですけれども、相談員になると時給の問題でなかなか難しいらしくて、それこそNPOの方などは実際に実務の現場をやっているのに、時給1000円とか1200円とかでやられているような状況なので、なかなか法律家の方がなりにくいのかなと。

○亀井委員 法テラスが派遣すれば、基本的にはスタッフ弁護士は大体無料で派遣ができますし、それから、弁護士会でもこういう貧困者向けの事業についてはかなりきちんとやっていますので、別に時給が安くても派遣することは可能ですというふうに思います。

○渡部（裕）委員 自立相談支援事業の中でこういった御相談があったときには、本当に各自治体は法テラスさんをお願いして御対応いただいております。ただ、派遣という形ではなく、恐らく法テラスさんのほうに同行支援ですね。相談者と同行して一緒に行きあげるといった支援になっているのではないかと思います。

○戸澤部会長 どうもありがとうございました。

それでは、次の資料に行きたいと思いますので、日本司法支援センターの亀井委員、よろしく願いいたします。

○亀井委員 資料7をごらんください。いつも出している一覧表ですけれども、先ほど東京都のほうでは相談件数が減りぎみだということでしたが、法テラスのほうでは昨年度ぐらいから多重債務の相談がふえているんですね。28年度と29年度を比べると1年間に2000件近くふえているのです。それから、30年度になると、やはりこれも去年の29年度よりはふえぎみということで、今年度は4万1000件近くになるのではないかと

思います。

昔はうちのほうもカードローンの問題は余りなかったのですが、最近はやはりカードローンがふえているという感じがしています。カードローンをつくるのが、サラ金を借りるよりよほど楽にカードがつくってしまうので、そういうことになるのだらうと思います。ただ、では、カードのほう及利息が安いかというと、一般的には14%から18%ぐらいでしょうから、サラ金と同じようなものなのですね。だから、すぐに行き詰まってしまうのはサラ金の被害と同じだと思いますので、やはりカードローンの規制が欲しいなというふうにいつも思っているところです。

それから、闇金も時々ありますけれども、闇金が多いのは自営業者ですね。一般人はそんなに多くない。やはり怖さをわかっているから、営業者がやむにやまれずに闇金に手を出すということがあるのではないかと思います。ただ、法テラスなど弁護士の世界、司法書士の世界に来ていただければ、闇金の解決は一番簡単なので、電話一本で大体、相談の場で法律家から電話をすれば、一銭も払わないでおしまいというのがほとんどなのですね。ですから、本当に闇金の被害に遭われた方は、どこかの法律専門家のところに近づいていただければというふうにいつも思っているところです。

確かに一般的に言うと、地裁の破産事件というのは減っているのは事実ですね。平成15年が一番多くて25万件の破産事件だったのですが、平成29年になると6万7000件くらいですから、4分の1以上になっています。ですから、相対的には多重債務はサラ金規制法のおかげで減ってきているのは事実ですが、法テラスの件数から見ると、多重債務はそんなに減っていないなと、最近はふえぎみだなという感じを持っております。

最近特徴的なのは、多重債務と離婚をセットで申し込む方が多いのです。やはり借金というものは家庭崩壊になるということがあるわけですから、両方解決するという方が少しずつふえてきているような気がしております。

法テラスのほうは、生活保護の方は代理援助の費用も全部免除になります。法テラス東京では、生活保護の依頼者が大体3分の1なのですね。ですから、そういう方は免除です。では、お金を払う方はどのくらいかというと、破産事件で実費込みで約15万円です。ほとんど10社以下ですので大体15万円以下、それを月5000円ずつの分割でお返しただくということですので、そんなに難しい課題ではないと思いますので、あちこちから御紹介いただければありがたいと思います。

以上です。

○戸澤部会長 どうもありがとうございました。

ただいま亀井委員から御報告がありましたけれども、御質問、御意見がございましたら、御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、日本貸金業協会の遠藤委員、よろしくをお願いいたします。

○遠藤委員 それでは、資料8、1ページからですが、2ページをめくっていただきまして、こちらは紛争解決センターの今、受け付けしている状況でございます。東京支部ではなくて全体の分を御紹介させていただいております。29年度と30年度の間に矢印がございますが、29年度までの分について見ていただきますと、上期と下期、1万1000件台で来ていたわけでございますが、30年度の上期になりまして、29年度の下期もそうですが、1万1000を切っているという状況でございます。やはり電話がほとんどというのは見ていただけるかと思えます。

相談、苦情、紛争と分けさせていただいております、次の3ページが相談の状況でございます。こちらでも29年度、30年度で矢印がございますが、その前までの一般相談と多重債務相談と分けていたところの一般相談が非常に混乱をしまして、どういう状況なのか、なかなか区別ができなかったものですから、一般相談をこのような形にかなり集約をさせていただきまして、30年度から分けているところでございます。多重債務につきましては、下にありますとおり、自粛、返済困難、闇金という形に分けさせていただいております、多重債務のほとんどは法テラスさんとか弁護士会さん、司法書士会さんなどに御紹介をさせていただいて、御解決をお願いしているところが多いところでございます。

次のページでございますが、苦情でございます。相談に比べますと、苦情につきましては数字が2桁にならずということでございますが、非常にふえていますのがクレジットカードの不正使用でございます。昔はよく海外で使われたというのがありましたが、今は国内でもふえておりまして、新橋などではこの間、年末に寝ている間に財布をとられてそれを使われたとか。ただ、カードの場合は暗証番号がございますので、どうして暗証番号がわかったのかなというところで非常にもめるところが多うございまして、苦情になってきております。各社も暗証番号についてはわからない番号にしてほしいということを行っている中で、どうしても暗証番号がわかってしまう。これは非常におかしなことございまして、酔わされて、もしくは変な薬を飲まされて自白をさせられるということもあるようですけれども、寝ている間に、海外の場合は、ひどい場合はカードだけ戻されまして、知らないうちにカードを使われている。そして日本大使館の前に投げ出されたというような

事例も実際に来ております。

ここで一応わかっていますのは、海外の場合は空港などでキャッシング、もしくはものを買ったときに後ろで見ているのではないかというのがまず1つでございます。ATMは皆さん御存じのとおり、日本のように外から見えないようにはなっておりません。そのために、ちゃんとここで待ってくださいという1メートルぐらい後ろで待たずに、すぐに真後ろに来ているという場合もあるのではないかということが海外はわかっておりますが、日本の場合はまだちょっとわかっておりません。本人たちの自供なども聞いておりますけれども、そういう場合にはやはりわからないので、ATMで使用者がどうなのかとか、コンビニなどで出金いたしますので、そういうものの判明などを今、お願いしているところでございます。

ただ、各社に確認いたしましても、暗証番号の保管につきましては嚴重にお願いをしている中で起きているので、やはり慎重に対応しながら、わざと盗まれたとか、カードを不正使用されたという申し出の場合もあるものですから、両方を含めて慎重に対応していただきたい。

その中で、次のページにあるADRに移行するものにつきましては、ある程度話し合いで解決しているものですから、ADRに来るものはこのような形で少なくともはなっておりますけれども、まだADRに移行しているものがあるというのを、見ていただいてわかるとおりでございます。

クレジットの不正使用については、業者が不正使用の経緯などを聞き取る初期対応をしっかりとやるように指導させていただいているところでございます。個人情報につきましては、非常に慎重に対応し、延滞情報、登録期間、情報の末梢などについて、なかなかうまく機能していないために、個人情報のADRに紛争のある場合があるところをこちらで見いただければと思います。

次のページでございますが、こちらが今回2点申し上げるところの1点目でございます。貸付自粛制度、皆さん御存じかと思いますが、本人がみずから浪費癖などがある場合には貸金業協会の窓口、郵送でも構わないのですが、申し出をしていただければ、各情報機関を利用する貸金業者がそれを見て貸し付けを自粛するというような形をとっているわけでございます。28年度にIR法が成立しまして、そのために金融庁の御指導もありまして、規程と体制を整備しろということがございましたので、去年の4月にこの規程を変更させていただきまして、ギャンブル依存の申し出があった場合には、内容を確認するとともに、

すぐにその自粛の制度を利用するということを推進しているわけでございます。

銀行協会におきましても、この3月から自粛制度を実施するというところで、協力体制を今、つくっているところでございます。

次のページが、自粛に関しまして、実際に当協会では受け付けする申し出の問い合わせは少しずつですけれどもふえておまして、ことしになってもふえております。1月になって、まだ営業して2日目でございますが、この辺の質問が非常にふえてきているところでございます。

下にありますのは、各情報機関への登録した件数でございます。問い合わせに比べますと、このような形で減ってまいりますが、こちらの推移も見ていただいたとおり、ふえているところでございます。

次のページでございますけれども、その中でIR法が施行され、金融庁の御指導もありましたので、ギャンブルだけを抜き出して確認したところ、自粛の申し出が上半期で1265件、そのうちのギャンブルは545件でございます。大半が男性でございます。女性は数%。それから、一番多いのはパチンコ、競輪、競馬というところの申し出が多くなっているところでございます。

今後の取り組みとしましては、この辺のところにつきまして、各リーフレット、ホームページを含め、各団体様の御協力も得て進めてまいりたいと思っておりますし、そのフローにつきましては、次のページに、銀行協会さんも含めまして、私どものほうで各情報機関にこの自粛の情報を流していく。自粛だけでございますので、銀行協会さんも今後、入られるということがこの図で御説明をさせていただくところでございます。

もう一つでございますが、ギャンブル依存のほか年齢引き下げの関係がございますので、出前講座のほうもさせていただいているところで、上期、重立ったところでございますが、銀行様、それから生活学校運営の協議会様、こちらの会場でやらせていただいたのですけれども、お金などについての御指導などを各地区でやる場合には、ぜひこちらに御依頼ください。それから、全国の消費者センターが各地方にございます。先ほど社会福祉のほうのお話ございましたけれども、各財務局の御協力を得まして、各地区の自治体、福祉センターの方も含めた相談員の研修なども、この1月21日からでございますが、全国で行う形で予定をさせていただいているところでございます。

ほか、協会員の研修その他も次のページにございますので、そちらについては、また見ていただければと思います。

以上でございます。

○戸澤部会長 どうもありがとうございました。

ただいま遠藤委員から報告がありましたけれども、御質問、御意見がございましたら、御発言をお願いいたします。

秋山委員、お願いいたします。

○秋山委員 IR法案の改正で申告の体制を変えたというお話があったと思うのですが、御社の場合ですと、家族申告のときにどんなことを確認するのか。例えば親族であることの証明を求めるのか。あと、家族に関して何親等までというのは、まだ政令とかが出ていないので決まっていないと思うのですが、そこら辺をどうしていこうかということの2つを教えていただければと思います。

○遠藤委員 今、基本的には本人というので進めているところでございます。御存じのとおりだと思います。本人以外は3親等まででございます。行方不明だとか、本人が本人で契約の行為ができないというものが証明できるものをお持ちいただくということでございます。本人確認が基本で、第三者の場合にはその第三者を証明する証明書2点以上ということで、今のところはお願いをしているところでございます。基本的には本人でございます。

○秋山委員 ありがとうございます。

○戸澤部会長 ほかにありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日の議事は以上でございますけれども、委員の皆様が一堂に会するせっかくの機会ですので、一言でも結構でございますので、各団体・機関の委員の方から御発言を頂戴したいと思います。特にない場合は、ありませんということでも構いません。

それでは、秋山委員のほうからお願いできますでしょうか。

○秋山委員 簡単に1つだけ報告があります。私、ちょっと年末に体調を崩してしまして報告書を出せなかったのですが、このところシステム金融闇金が非常に多くて、毎回、システム金融闇金というのは御存じない方もいらっしゃると思うので御説明しますと、企業が借り手で、小切手を闇金業者に送って、それで融資を受けるということです。小切手は日付入りのものと日付が入っていないものと2種類ありまして、日付入りのほうは、今、ファクタリングといって、これを債権譲渡して、小切手自体を第三者に渡してしまうというような手口が大阪では広くあったのですが、東京にも出てきたというのが

去年感じたことです。

システム金融闇金の大変なところは、闇金は電話一本で片づければいいのですけれども、システム金融闇金の場合だと、小切手を回収しないと銀行に当座出されてしまって、不渡りを起こしてしまうので、そこが大変なので時間勝負なのと、どこの業者にどの小切手を渡したかというのを全部把握しないと、小切手に漏れが出てしまうと流されてしまう。去年だと1件漏れがあって、流されて、不渡りという話になってしまったのですけれども、そこで刑事告訴するぞという話をしたら、引き揚げるという話で、4時ぐらいまでかかって引き揚げて、倒産、不渡りということは避けられたのですけれども、そういった事例がふえてきているのかなと。

システム金融だと二、三日かかるので、結局、小切手を把握して、内容を把握するのと実際に電話をするというので、結構手がかかったのかなと。

もう一つ、こちらのほうは余手が回っていないのですけれども、個人間融資ドットコムという、LINEとかSNSで今、闇金をやっているということで、これに関しても受けて相談を。それは手口が090ではなくて、SNSであるので、どこでどういったことかというのを把握するのに結局、まだ私はLINEとかをよく知らなかったもので、それをプリントで打ち出してもらって、いつ、どういったやりとりをしているかというのを把握するのに、LINEのやりとりなのでA4で50枚とか100枚とかかかるのですね。そういった事例が結構出てきているので、もしあれだったら、この件に関しては自治体の方から、個人間融資ドットコムに関しての御相談を受けていらっしゃるのかどうかというのを確認したいなということで、お願いします。

こちらは去年の下半期からマスコミが取材に走ってしまっていて、「クローズアップ現代+」さんからは取材を受けて、あとは夕方のニュースとかでもいろいろやられているような状況です。

○戸澤部会長 今、個人間融資ドットコム、この関係で何か情報を得ているところはありませんでしょうか。まだ、相談はないですかね。

では、どうもありがとうございました。

大日向委員、お願いします。

○

○大日向委員 本市では、生活費に困っての多重債務という相談はほとんど受けていないのですけれども、最近目立っているのは、ギャンブル、あとは占いサイトとか出会い系サ

イトにのめり込んでいって何百万の借金をつくってしまうというような依存症に絡む相談が非常に目立って増えています。ですので、弁護士さんなどに照会紹介するだけでなく、その他の相談機関につなげるということが非常にふえてきている必要になっていると感じております。

あとは前回もお話ししましたが、直接の多重債務の相談ではないのですが、学生からの投資用USBなどの契約に関する相談が多くて、現金で払っているものは1割以下で、ほとんどが学生ローンを組んでいて、もうかるから、返せるから大丈夫という話に乗って学生ローンを組みますが、当然もうかりませんので、支払いに困って相談に来るという件数が非常に多いです。

その段階で信用情報機関に登録される可能性については、ほとんどの学生はほとんど理解をしておりません。なので、これから成人年齢引き下げもありますので、消費者教育の重要性を感じております。

以上です。

○戸澤部会長 どうもありがとうございます。

葛田委員、お願いいたします。

○葛田委員 特に弁護士会としての統計という話ではなくて、私自身がこの1年間担当した案件での感想なのですが、先ほど信販会社のカードの利用がふえている、規制の必要があるのではないかというような御意見がありました。私も同感でして、比較的件数が多い事案が目に着きます。先ほど、東京都の「多重債務110番」では利用件数が4件という事案が多かったというご報告がありました。そのぐらいの件数でおさまる人も多いのですが、まれに10件またはそれ以上という方もいます。特に、もともとの収入が高い方で、ギャンブルなどの依存傾向が強い方などで負債を抱えて相談に来る人というのは、件数も多いし、1社当たりの借入金額も多かったりして、信販会社のカードのショッピング枠についても、何らかの規制が必要なのではないかと思えます。

キャッシングのほかに、ショッピングでクレジットカードの現金化という問題があり、最後に闇金に行き着く一歩手前なのかもしれませんけれども、依存傾向の強い人などがクレジットカードの現金化に走ることが私の感想では多いです。以前は新幹線のチケットなど現実世界で実際に需要のある、換金性の高い商品を窓口などで買い、それをまた街のチケットショップなどで売却するなど、実世界で使われるものが対象になり、実世界の販売

店などで売り買いしていたと思うのですけれども、今はインターネットの利用により、バーチャルなショップで、クレジットカードを使って高価なブランド品のガラス製の置物などの流通性の低い物を買ひ、その商品は実際に手元には届くことはなく、それをそのままネット上のバーチャルなショップで売ると、代金として、現金だけが銀行口座に振り込まれるというケースを多く見てきました。このように、インターネットの利用により、バーチャルなショップで、実際の商品を介在させずに手軽にカードの現金化がされている状況ですので、規制の可否を検討する際の参考にしていただきたいと思います。

○戸澤部会長 ありがとうございます。

それでは、釜谷委員、お願いいたします。

○釜谷委員 私のほうも経験からの実感なのですが、銀行カードローンの問題というのが近年言われていますけれども、破産事件であるとか任意整理を引き受けたときに、やはり銀行のカードローンで収入以上に貸してしまっているというパターンが多いなというところが実感です。

あと、先ほどの家計相談の支援事業ができてきているというところなのですが、弁護士として多重債務の相談を受けて、破産手続であるとかそういった手続きにつなげてはいきませんが、実際に破産手続きが終わった後、その方が本当に生活を立て直すために、やはり家計相談というのが重要です。そのため、私は以前に生活サポート基金でカウンセリングをしていた関係で、そちらのほうを紹介したりはしますけれども、行政とのつながりが重要であるなと思っております。

以上です。

以上です。

○戸澤部会長 ありがとうございました。

白井委員、お願いいたします。

○白井委員 私も最近、いろいろな支払い方法というか、まず、クレジットカードは以前は自分が意思を持ってというか、クレジットカードを持つぞという形でつくっていたパターンが多いと思うのですが、最近、一つとしては、何かを払うときにこのカードを使ってくれみたいな、自分の意思ではなくカードをつくらされるのが割とあるというのが、私自身が実感していることがあるのです。

結構、皆さん、相談にいらっしゃる方もいろいろなカードをちょこちょこ持っていて、これはこの支払い、これはこの支払いみたいな形でいろいろカードを持っていると、その中で使えるものをどんどん使っていくという形になって、結果的に多重債務に陥っている方もいらっしゃるというのが一つ。

あと、カードの種類とかいろいろな支払い方法が、正直、私も相談を受けていて、本人がクレジットカードですと出して出してくれれば裏とかを見ればわかるのですけれども、相談者自身がそもそもクレジットの払いになっているのか、いわゆるE d yみたいな銀行の口座から直接落とすものなのかよくわかっていないパターンがあって、別にこれはクレジットカードではないから大丈夫ですと言われて、話を聞いていると何か限度額がと言うから、限度額があるのはおかしいですよねというような形でいろいろ聞いていくと、実はクレジット払いになっていたとか、そういうこともある。相談者自身が支払い方法をよくわかっていなくて多重債務に陥っているパターンもあったので、特にそういう金融商品とか、カードなどの多様化がすごく進んでいるので、相談を受ける側もいろいろなカードの種類とかを勉強して、対応していかなければいけないなど実感しています。

以上です。

○戸澤部会長 ありがとうございます。

村上委員、お願いいたします。

○村上委員 私のほうからは、まず第1点として、今回の相談では40代、50代が多かったという御報告を受けましたが、司法書士会の消費者相談で多いのは、若年層あるいは高齢者層なのです。会としてもいろいろと取り組みをしておりますが、若年層を対象に啓蒙活動の一環として、去年の9月30日、東京経済大学において成人年齢の引き下げに伴う若年層、20歳を超えると急に消費者被害というのはふえてしまうわけなのです。それはやはり未成年取り消しというものは非常に大きな効果があって、それが18歳という成人年齢の引き下げにより、一体どこのように、やはりそのところをきちんと啓蒙していかなければならないだろうという趣旨で今年度は行っているという状況でございます。

あと、高齢者に関してもさまざまに、相談員の研修の中で多重債務相談を受けるに当たって、消費者被害の相談を受けるに当たって、その知識のみならず、福祉サービスとか各種の補助金、そういった知識もある程度、法律専門家としても持っている必要があるでしょうということで、研修の強化はしております。

そういった中で、本日、資料3で提示されて私が一番注目したのは、介護をきっかけと

した多重債務の相談事例でありました。くも膜下出血で突然夫が倒れたという状況で、そうするとその介護のほうに頭がいっぱいになってしまって、結局、介護の高額な費用が払えない。だから、安易に借りられるところで借りていくというような構造が見え隠れしているのです。今後ますます高齢者の問題はふえていきますし、そういったことも含めて債務整理の相談に端を発し、つなぐという努力が必要なのだとということを会員たちには示しているというところで、私の報告とさせていただきます。

以上です。

○戸澤部会長 ありがとうございます。

山内委員、お願いいたします。

○山内委員 瑞穂町では、センター方式で消費生活センターというのは設置しておりませんで、毎週火曜日と金曜日、週2回、相談窓口という形で受け付けをしております。例年大体100件前後の相談件数があるのですけれども、昨年度は69件という本当に少ない件数となっております。30年度は10月時点で79件ということで、相談件数は倍増というかなり伸びているのですけれども、それは法務省とか公的機関をかたった架空請求というのが西多摩地域管内にはがきで届いて、その関係で相談件数が多くなってございます。こちらの問題に対しては、地元の福生警察署と連携しながら、いろいろ防犯メールとか、そういうところで注意喚起を行ってございます。

また、町では多重債務というようなことでの相談は昨年もことしもゼロ件なのですけれども、高齢者の方などは本当に生活困窮でいろいろローンを組んでいる方とかもおられますので、そこら辺は地域包括支援センターとも相談の連携をしながら進めているところでございます。

以上です。

○戸澤部会長 ありがとうございます。

鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員 特にございません。

○戸澤部会長 それでは、渡部委員、お願いいたします。

○渡部（覚）委員 東京財務事務所です。本日は、皆様お集まりの場に参加させていただきました。まことにありがとうございます。

私ども東京財務事務所におきましては、財務省の総合出先機関として財務行政に関する広報相談、経済調査、国有財産に関する業務のほか、金融庁長官の委任を受けて、金融機

関の監督業務を行っております。ただいま申し上げた財務行政に関する広報相談の一環といたしまして、多重債務相談の窓口を設け、相談内容に応じた適切なアドバイスとアフターフォローを行っております。

30年4月から12月まで、私どもが受け付けた多重債務相談は154件と前年同期比プラス2.6%となっております。多重債務者が減少傾向にあると言われる中、前年同期比微増となったことにつきましては、相談の掘り起こしに努めた結果であると思っておりますが、いまだに多重債務に悩んでおられる方がいらっしゃるという証だと思っております。

相談者につきましては、40歳代が36件、23.4%、続いて60歳代以上が34件、22.1%となっております。借り入れのきっかけにつきましては、低収入・収入減が50件、32.5%、ギャンブル・遊興費が29件、18.8%となっております。

私どもは、平成30年10月12日に金融庁から示された「平成30事務年度における貸金業者の監督に係る重点事項について」に基づきまして、若年層に対する金融経済教育ですとか、ギャンブル等依存症につきましても取り組んでおります。

また、多重債務者とその家族の生活再建支援に取り組むために、東京都内の子ども食堂と連携するほか、法テラスですとかくらしの相談ダイヤルとも連携して、悩みを抱えられた方を適切な先に取り次ぐという取り組みを行っております。引き続き、皆様と連携いたしまして、悩みを抱えられた方々の問題解決の一助となるように取り組む所存でございますので、何とぞよろしく願いいたします。

以上です。

○戸澤部会長 どうもありがとうございました。

小山委員、お願いいたします。

○小山委員 警視庁の生活安全部生活経済課金融犯罪対策室長の小山と申します。

皆さんに昨年の検挙件数とか検挙人員、犯人をどれぐらい捕まえたかをお伝えしたいのですが、まだ数字が固まっておりませんので、一昨年は11件の事件、27人の被疑者を検挙したわけですが、昨年は一昨年よりも大幅に増加はしております。闇金自体、うちが取り締まっているのですが、全然なくなっていないなというような、暗躍しているような感じは感じているところであります。

最近の傾向ですが、090金融はもちろんですが、先ほど秋山委員からあったように、無料通信アプリのLINEとかを使ってやりとりするというケース、これは相談でも検挙してもそうなのですが、そういった傾向。これは恐らく、声をしゃべらなく

ていいですとか、あるいは身分確認で写真を撮って、それでLINEで送ればとか、より楽に身分確認ができるですとか、それを利用して被疑者、犯人たちが活用しているのかなと感じております。

こういった新たな手口に対しても、我々はこれから対応していかなければいけないと考えているところでありまして、皆さんに日ごろからさまざまな情報提供をいただいているところですが、連携をして、我々も取り締まりを推進してまいりますので、引き続き情報提供をよろしくお願いいたします。

以上です。

○戸澤部会長 どうもありがとうございました。

時間の関係もありますので、きょうはオブザーバーの方は御報告なしということによりましょうか。もしオブザーバーの方で、どうしても何かお話ししたいということがあれば、よろしいですか。

それでは、今、各団体・機関の方から報告いただきましたけれども、これに関する御質問ですとか御意見がありましたら、御発言をお願いいたします。よろしいですか。

それでは、本日は皆様から大変貴重な報告をいただきまして、有意義な情報交換の機会となったように思います。引き続き、本協議会におきましても、皆様と連携いたしまして、こうした問題の理解を深めてまいりたいと考えております。ありがとうございました。

それでは、本日予定しておりました議事は以上でございます。

事務局から何か御連絡などはありますでしょうか。

○大内委員 次回の合同会議の日程でございますが、改めて連絡をさせていただきますので、そのときはよろしくお願いいたします。

○戸澤部会長 本日は、委員の皆様におかれましては、お時間をいただき、まことにありがとうございました。

それでは、平成30年度の相談部会と貸金業部会の合同開催を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午前11時32分閉会